

再エネ特措法における2019年度調達価格適用に関するお知らせ

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2019年度の調達価格の適用にあたりましては、資源エネルギー庁が定める次の認定申請期限までに接続の同意を証する書類を添えて事業計画認定を申請し、今年度中に事業計画認定を取得する必要があります。

<資源エネルギー庁が定める認定申請期限>

○太陽光（10kW未満）の新規/変更認定申請期限日：**2020年1月10日(金)**

注)電子申請が原則ですが、万が一紙申請となる場合は、手続きに時間を要しますので、上記期限日に関わらず、お早めに申請ください。なお、紙申請の持参は受け付けておりません。

○太陽光（10kW以上500kW未満）、風力、水力、地熱、バイオマス（他省庁協議不要）の新規/変更認定申請期限日：**2019年12月20日(金)**

注1)太陽光(10kW以上50kW未満)は電子申請が原則ですが、万が一紙申請となる場合は、手続きに時間を要しますので、上記期限日に関わらず、お早めに申請ください。なお、紙申請の持参は受け付けておりません。

注2)太陽光(50kW以上500kW未満)、風力、水力、地熱の新規認定申請の場合で、電子申請をする場合は、電子申請画面から出力した申請書および電子申請で添付した添付書類が、発電設備の設置場所を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署に、期限日までに到達することが必要です。

○バイオマス（他省庁協議必要）の新規/変更認定申請期限日：**2019年12月6日(金)**

※詳細は資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

✓ 低圧発電設備

① 太陽光(10kW未満)：**2019年11月28日(木)まで**

② 太陽光(10kW以上)、風力、水力、地熱、バイオマス（他省庁協議不要）
: 2019年11月12日(火)まで

低圧（50kW未満）における、申込みから接続契約締結までの標準処理期間は1ヶ月※ですが、標準処理期間内に年末年始を挟むことから遅くとも上記期日までには当社へ申込みを実施いただきますようお願いいたします。なお上記申込期日以前に申込みいただいた場

合であっても、接続契約締結を希望されるお客さまからの申込みの集中や連系制約等の理由により資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約を締結できない場合がありますので、できるだけ早期に申込みいただきますようお願いいたします。

✓ 高圧・特別高圧発電設備

高圧・特別高圧においては、申込み在先立ち接続検討が必要であること、また申込み後の技術検討に時間を要することから、低圧発電設備と比較し接続契約締結までに相当の期間を要しますのでご了承ください。

なお、接続検討申込から接続契約締結までの標準処理期間は、8～9ヶ月*です。

※申込み内容により標準処理期間は異なります。

※申込み内容や必要書類に不備がある場合は受付できません。

※既に申込済、接続契約締結済であっても、当初の申込み内容を変更する場合、改めて技術検討や再接続契約が必要となり、資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約が出来ない場合がありますのでご注意ください。

以上

<当社からのお願い>

お申込みの受付進捗状況は「インターネット低圧託送工事申込（たくそう君）」の「工程照会」画面からご確認ください。

ブラウザの「戻る」「進む」「更新」ボタンは使用しないでください。正常に処理が行われない場合があります。

申込メイン画面

本日のお申込みに対する標準工事日は、外線工事不要分は08月21日、外線工事必要分は09月25日となります。
なお、標準工事日は、目安の日であり天候等によっては、接続供給開始が遅れる場合がありますので予めご了承ください。

新規申込・一時保存申込データからの申込

申込一覧

共通

<申込> 竣工届 内容訂正 取消 申込書

<照会> 工程照会・お知らせ情報

電力受給契約、系統連系 申込

<印刷> 連系に対する回答書

電力購入契約申込

<申込> 認定通知書

<印刷> 電力受給契約内容のお知らせ